

沖縄県指定名護岳鳥獣保護区
名護岳特別保護地区

指定計画書

平成 27 年 11 月 1 日

沖縄県

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

名護岳特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

沖縄県名護市所在民有林 14 林班ろ、は、に、ほ、へ、と、り、ぬ及びかの各準林班並びにい 1 及びち 2 の各小班並びに 16 林班い、は、に、ほ及びへの各準林班並びにろ 1 小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 27 年 11 月 1 日から平成 47 年 10 月 31 日まで (20 年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

名護岳鳥獣保護区は、沖縄県名護市の北東に位置し、区域の中央部にある名護岳(標高 345 m) 及びその北側から東側斜面には自然度の高い森林が残されており、周辺の森林との連続性も保たれている。

このような自然環境を反映して、サシバやリュウキュウキビタキなど希少な鳥獣類が確認されている。

当該鳥獣保護区の中でも特に、名護岳周辺は、森林性の鳥獣が生息する良好な自然環境を有していることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 207 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 207 ha

農耕地 ー ha

水 面 ー ha

その他 ー ha

イ 所有者別内訳

国有地 ー ha

地方公共団体有地 207 ha { 都道府県有地 ー ha
市町村有地等 207 ha

私有地等 ー ha

公有水面 ー ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 ー ha

自然公園法による地域 207 ha 特別保護地区 ー ha

特別地域 207 ha

普通地域 ー ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、名護岳鳥獣保護区内の中央部に位置する名護岳（標高 345 m）の山頂付近であり、区域周辺と連続した森林域となっている。また、羽地大川、幸地川、大浦川等の流域が含まれ羽地ダムの湛水域が隣接している。

イ 地形、地質等

当該区域の地形分類は、概ね山地・丘陵地（急斜面）であり、山頂平坦・緩斜面・山腹・山麓平坦・緩斜面が混在している。

表層土壌は、乾性黄色土壌であり、中央部は灰色低地土壌である。

表層地質は、緑色岩類（白亜紀～三畳紀）となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、イタジイ林、リュウキュウマツ林、ヤブニッケイ林、常緑広葉樹二次林、常緑落葉広葉樹混合林、カンヒザクラ植林、クスノキ植林の群落が確認されている。また、113 科 412 種の維管束植物が確認され、重要な種として、アカハダコバノキ、ヤエヤマコノチチ、オキナワヤブムラサキ、エンレイショウキランなどが確認されている。

エ 動物相の概要

名護岳鳥獣保護区でこれまで生息が確認されている鳥類は、サシバやリュウキュウキビタキなどが確認されており、この中には国指定天然記念物に指定されているカラスバトやノグチゲラなどが含まれる。哺乳類はワタセジネズミなどが確認されている。

平成 24 年度の現地調査により生息が確認された鳥獣は下記（2）のとおり、鳥類 14 科 19 種であり、ほ乳類は 1 科 1 種である。平成 24 年度の現地調査にて確認された鳥獣以外にも、カイツブリ、ゴイサギ、ササゴイ、チョウサギ、コサギ、アオサギ、ミサゴ、アカハラダカ、リュウキュウツミ、バン、オオバン、ヤマシギ、タシギ、カラスバト、カワラバト、ホトトギス、リュウキュウコノハズク、リュウキュウオオコノハズク、リュウキュウアオバズク、リュウキュウアカショウビン、カワセミ、ノグチゲラ、コゲラ、ツバメ、リュウキュウツバメ、ビンズイ、シロガシラ、ヤブサメ、キマユムシクイ、セッカ、エゾビタキ、コサメビタキ、リュウキュウサンコウチョウ、アトリ、スズメ、コムドリなどワタセジネズミ、オレイオオコウモリ、リュウキュウコキクガシラコウモリ、クマネズミ、オキナワハツカネズミ、リュウキュウイノシシなどが確認されており、名護岳鳥獣保護区では、少なくとも 50 種の鳥類、9 種のほ乳類の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類 (平成 24 年度調査結果)

ア 鳥類

目	科	種名ないし亜種名	種の指定等
タカ目	タカ科	ツミ サシバ	VU
ハト目	ハト科	○キジバト ズアカアオバト	
キツツキ目	キツツキ科	リュウキュウコゲラ	
スズメ目	ツバメ科	○リュウキュウツバメ	
	セキレイ科	○キセキレイ	
	サンショウクイ科	リュウキュウサンショウクイ	
	ヒヨドリ科	○ヒヨドリ	
	ツグミ科	ルリビタキ ○イソヒヨドリ シロハラ	
	ウグイス科	○ウグイス	
	ヒタキ科	リュウキュウキビタキ	
	シジュウカラ科	ヤマガラ シジュウカラ	
	メジロ科	○メジロ	
	ホオジロ科	アオジ	
	カラス科	○ハシブトガラス	
合計	4 目	14 科	19 種

イ 哺乳類

目	科	種名ないし亜種名	種の指定等
コウモリ目	オオコウモリ科	クビワオオコウモリ	
合計	1 目	1 科	1 種

(注)

- 鳥獣の目・科・種 (和名) 及び配列は、日本野生鳥獣目録 (2002 年 7 月、環境省自然環境局野生生物課) に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天：国指定天然記念物 特天：国指定特別天然記念物

レッドリスト (平成 24 年環境省) (ア鳥類)

レッドリスト (平成 24 年環境省) (イ哺乳類)

CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際
希少種

特定外来：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による
特定外来生物

- 3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩
猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要がある
ものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

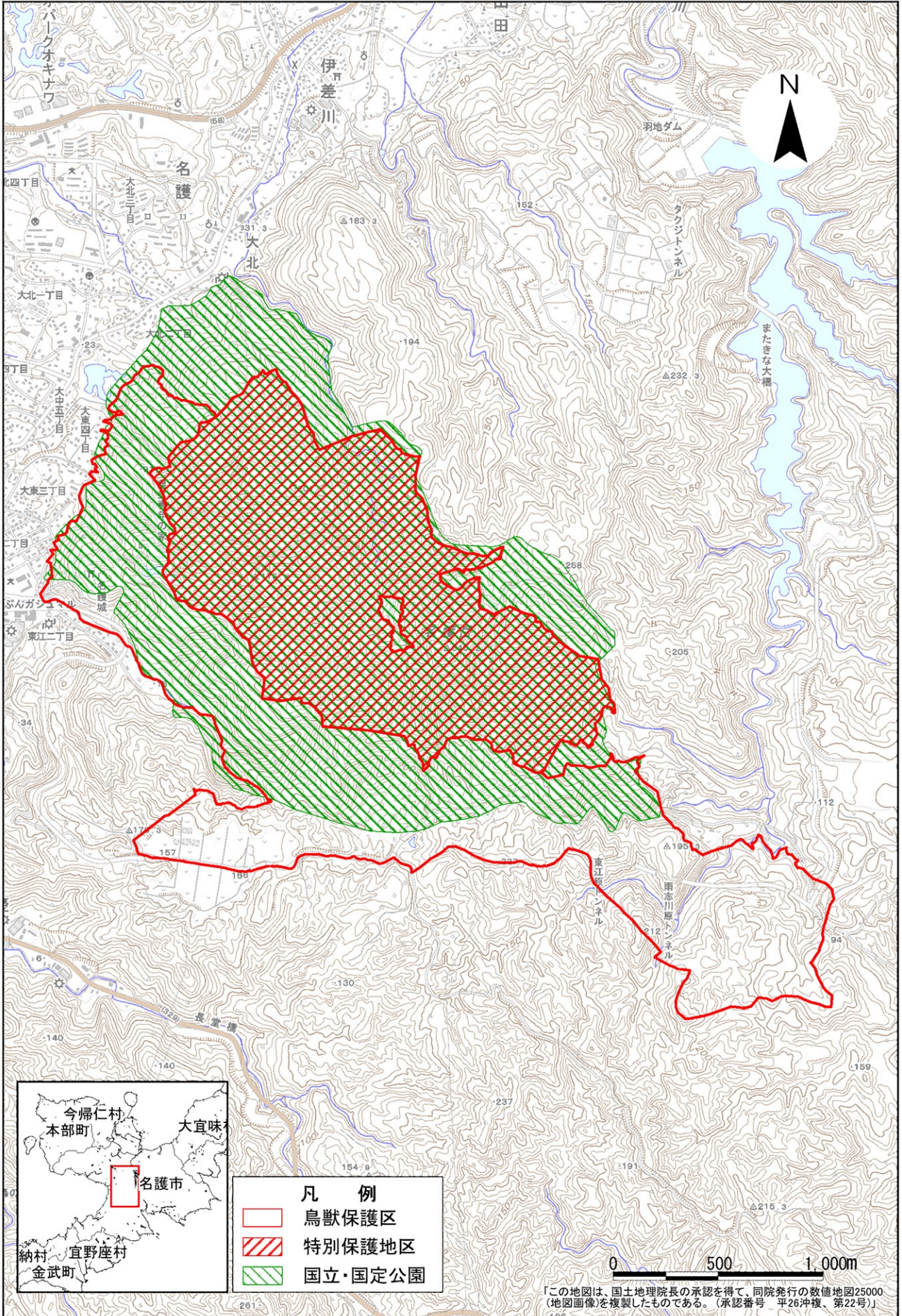
- 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関
する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損
失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

- 6 鳥獣保護区の維持管理に関する事項

①鳥獣保護区制札（特別保護地区） 2 本

沖縄県指定 名護岳鳥獣保護区及び同特別保護地区区域図



- 凡 例**
- 鳥獣保護区
 - 特別保護地区
 - 国立・国定公園

沖縄県指定名護岳特別保護地区区域説明図

